

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 11 月 21 日

株式会社セールスアカデミー

代表取締役社長 宮脇 伸二

問合せ先： 執行役員管理部部長 高野 浩次

TEL： 092-771-7185

URL： <https://www.sales-ac.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのために経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実に努め、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
宮脇 伸二	161,500	40.43
合同会社 KN サンク福岡	140,000	35.04
宮脇 久	17,500	4.38
高橋株式会社	8,000	2.00
廣田商事株式会社	7,500	1.88
畑本 仁	7,500	1.88
田中 衛	7,500	1.88
植木 一夫	5,000	1.25
國兼 康男	5,000	1.25
清澄 由美子	4,000	1.00

支配株主名	宮脇 伸二
-------	-------

親会社名	—
------	---

補足説明

合同会社 KN サンク福岡は、当社代表取締役社長宮脇伸二の資産管理を目的とする会社であり、宮脇伸二が議決権の全てを所有しております。この議決権を合計すると宮脇伸二は議決権の過半数を所有するため、支配株主となります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	Fukuoka PRO Market
決算期	8 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡にかかわらず、取引内容および条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、決定いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名以内
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松田 豊偉地	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
松田 豊偉地	—	—	同氏は、長く会社を経営しており、経営者として豊富な見識と経験を有しており、独立した立場から取締役等の業務執行を監督する視点から適任であるため、社外取締役に選任しております。また、当社と一切の取引関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定する予定であります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役員数	3名以内
監査役の数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部門と随時情報交換を実施しており、それぞれの監査過程で発見された事項に関する情報を共有することにより、全社的な業務改善に連携して取り組んでおります。また、監査役と内部監査部門は、監査法人とも定期的に意見交換を実施しており、各監査を有機的に連携させることにより、各監査の実行性及び効率性の向上を図るとともに、当社の業務の適正の確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※１)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中谷 啓二	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
中谷 啓二	—	—	同氏は、弁護士資格を有しており、法務の専門家としての豊富な経験・知識から法令 遵守及び

			ガバナンス強化に貢献いただけるものと判断し、社外取締役を選任しております。また、当社と一切の取引関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定する予定であります。
--	--	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、個別の報酬開示は行っておりません。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で報酬の総額を決定し、各取締役の報酬額の決定は代表取締役に一任しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の職務を専属して補助する使用人は設置しておりませんが、社外取締役及び社外監査役に対し、重要事項については、必要に応じて口頭または電子メール等を利用した事前説明を行い、意思決定をサポートしています。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)
(1) 取締役会
当社の取締役会は、取締役4名で構成しており、毎月1回定期に開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令、定款、取締役会規程で定められた事項及びその他経営に関する重要事項の報告がなされ、監査役も毎回出席しております。 監査役は、取締役会出席を通じて取締役の業務の執行状況を監視しており、必要に応じ適宜

意見を述べております。なお、定款において取締役の員数は10名以内、監査役の員数は3名以内といたしており、取締役の任期は就任後1年、監査役の任期は4年であります。

(2) 監査役

当社は、社外監査役1名による監査役に選任しております。監査役は、監査計画に基づき監査役監査を実施する一方、取締役会及びその他の重要な会議への出席、会社の業務及び財産の状況調査並びに各取締役との積極的な意見交換を通じて取締役の職務執行の監査を行っております。

(3) 内部監査

当社は、内部監査規程を制定し、管理部が内部監査を担当する部門として、他部門との相互監査の体制を構築しております。内部監査の統制責任者は管理部長とし、取締役社長は必要に応じて内部監査責任者および監査担当者を任命できることとしております。管理部の内部監査は取締役社長が指名した管理部以外に所属する内部監査担当者が監査を実施することとしており、これにより、管理部による統一的な監査体制のもと、他部門と相互に監査を行うことで、牽制機能の強化と客観性の確保を図っております。

監査担当者は、被監査部門及び関係者に対して、資料の提出・報告・調査など監査遂行上必要なものを求め、監査終了後その結果について被監査部門の管轄責任者と意見交換を行うものとし、また、監査の結果を内部監査報告書としてまとめ、代表取締役及び必要に応じて関係部署に回付しております。

また、監査役と監査法人との間で適宜開催される連絡会に、必要に応じて内部監査担当者が参加しております。内部監査担当者は、監査役および監査法人とは別の立場から監査を実施し、内部統制の充実、強化に努めております。

(4) 会計監査

当社は、監査法人やまぶきと監査契約を締結しており、独立の立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。監査を執行した公認会計士は、江口二郎氏、内海慎太郎氏の2名であり、いずれも継続監査年数は2年以内であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間に特別の利害関係はありません。

また、当社は内部統制やリスク管理体制の強化を目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しており、監査役、社外取締役、管理部門の責任者等が参加し、法令遵守や内部監査の結果に基づくリスクの洗い出し、再発防止策の検討等を定期的に行っております。これにより、会計監査における独立性の担保とともに、経営の健全性・透明性の向上に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、取締役会により迅速な経営判断や意思決定が実現できるように配慮する一方、社外取締役及び社外監査役による外部的見地からの監視により、十分な監督機能を保持しており、現状の企業規模及び経営の客観性確保の観点からみて最適であると考え、

採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、開かれた総会を目指すため、集中日を回避するよう努めております。また、将来的には電磁的方法による議決権行使も検討していきたいと考えております。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報等を掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部を担当部署とし、関係各部署と連携を取りながら、IR 活動を実施してまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーに対し、会社の状況を適時に開示することは上場企業としての責務であると認識しております。よって今後は、決算説明会の開催や当社 Web サイト上の IR 情報ページにてステークホルダーとのコミュニケーションを強化していきたいと考えております。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの基本方針の概要は次のとおりであります。

当社は、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

(1) 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理部が内部監査を担当する部門として、每期監査計画を作成し、その監査計画に従って、業務監査を実施しております。管理部の内部監査は取締役社長が指名した管理部以外に所属する内部監査担当者が監査を実施することとしており、他部門と相互に監査を行うことで、牽制機能の強化と客観性の確保を図っております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役に対し内部監査報告書を提出するとともに、監査調書を作成し被監査部門に改善・是正を指示する体制をとっており、改善・是正状況

について後日フォローアップし確認しております。

監査役（非常勤監査役1名）は、年度の監査役監査計画を立案し、これに則り監査を実施し、取締役会及びその他重要な会議への出席や、各部署の管掌役員等からその職務の執行状況について聴取し、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人からの監査計画の説明及び監査結果の報告などにより、会計監査人との連携を図っております。

（2）リスク管理体制の状況について

当社は、想定される事業リスクを最小限に留めるべく、リスク・コンプライアンス規程、内部監査規程等の社内規程を定めるとともに、各種規程に沿った業務を遂行することで社内チェック・牽制機能を働かせております。また、当社は企業経営および日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、いかなる場合であっても反社会的勢力及びその関係者に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じたりすることがないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとることを基本方針としております。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は反社会的勢力との取引排除に向けた具体的な取組み状況について、反社会的勢力との関係を遮断し、それによる被害を防止するため、次の体制を整備しております。

- ① 「反社会的勢力対策規程」を整備しております。
- ② 反社会的勢力の排除を推進するために管理部を対応統括部門とし、情報の一元管理、蓄積を行っております。
- ③ 従業員及び役員に、反社会的勢力との関係を有しないことについての誓約書を提出させております。
- ④ 顧客及び取引先等について、反社会的勢力との関係に関して事前審査を行っております。
- ⑤ 取引先との間で締結する「取引基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除することができる旨の排除条項を設けております。
- ⑥ 社内における審査の過程においては、今後、更に所轄警察署や暴力追放運動推進センターとの関係を強化していく予定であります。

V. その他

1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

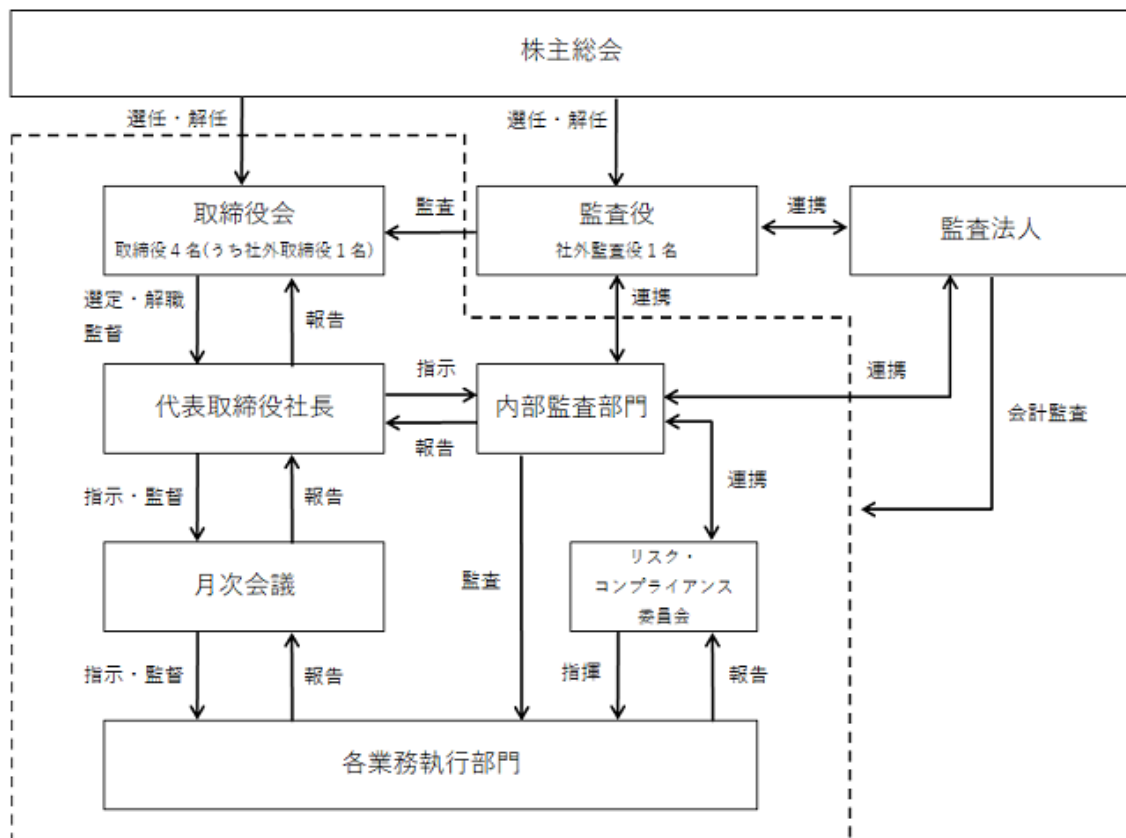
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】

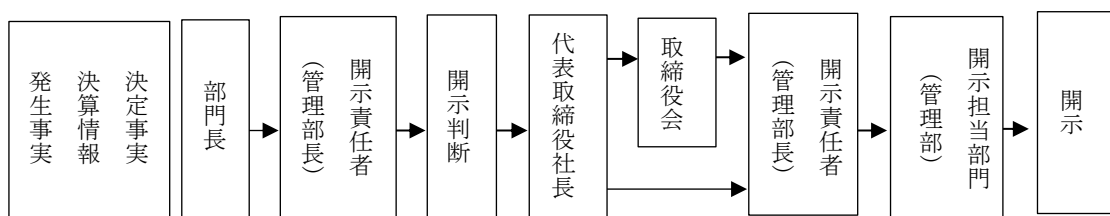
(1) コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりであります。



(2) 適時開示体制

当社の適時開示体制のフローは、次のとおりであります。



以上